

小規模多様型ケア拠点の構築に関する研究

— 地域社会における居住支援のネットワーク化を推進するために —

主査 宮崎幸恵*1

委員 鈴木博志*2, 児玉道子*3

共生型のまちづくりを推進していくためには、行政のみの支援だけではなく、行政と民間事業者との協働による取り組みが重要である。本研究では、NPO等が小規模多様型施設（宅幼老所等）を開設するに際して資金等を助成している滋賀県、長野県の事例を調査した。多様な階層が利用できる場づくりは、少子高齢社会における居住支援策として重要であるが、運営面での課題も多い。課題を解決していくためには、行政と連携しながら、施設間のネットワークを強化していく必要がある。

キーワード : 1) 高齢者, 2) 高齢者施設, 3) 地域拠点, 4) 小規模多様型, 5) 居住支援, 6) まちづくり,

CONSTRUCTION OF THE SMALL-SCALE MULTI-FORM CARE BASE

— In order to promote the networking of the housing support in the local community —

Ch. Sachie Miyazaki

Mem. Hiroshi Suzuki, Michiko Kodama

Not only support of the administration but also challenge by the co-operation between administration and business venture person is important in order to promote symbiotic community planning. In this study, investigation of the staff of the facilities and the administration was conducted in Shiga Prefecture and Nagano Prefecture. Results of the research indicate that it is very important to set up the small-scale, multi-form facilities for the housing support but it is difficult to manage them. The network between facilities must be strengthened in order to solve the problem while continuing to cooperate with the facility administration.

1. 研究の背景と目的

2000年4月より介護保険制度が施行され、介護が必要な高齢者を地域社会全体で支援する仕組みが整備されつつある。2006年4月には、この制度の見直しが行われ、市町村に「地域包括支援センター」が設置されることになった。「地域包括支援センター」は、高齢者の身近な相談窓口、要介護状態等となることを予防するための拠点および高齢者の人権や財産を守る権利擁護の拠点として、介護、福祉、保健、医療などさまざまな面から総合的に支援する役割を担うものである。介護予防サービスをはじめ、可能な限り高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるように支援する「地域包括支援センター」が介護保険制度のなかに位置づけられた意義は大きい。

また、2001年12月に閣議決定された高齢社会対策大綱では、高齢社会対策の推進に当たる基本姿勢として、以下の点を掲げている^{※1}。すなわち、①健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像を見直し、施策の展開をはかる、②従来の高齢期における健康面、経済面、

社会関係等に係る問題対処にとどまらず、若年期から問題を予防して老後に備えるという国民の自助努力を支援する、③高齢期の主体的な地域社会への参画を推進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するように条件整備をはかる、④高齢期の男女差、特に男性より平均余命の長い女性高齢者の暮らし方、経済状況、健康問題等の実態を踏まえ、男女共同参画の視点に立って施策を推進する、⑤医療・福祉、情報通信に係る先端的な科学技術の成果が高齢者にも広くいき渡るように研究開発及び活用の両面での条件整備を図る、の5点である。

超高齢社会に向けて、介護保険制度に代表されるような要介護高齢者に対する支援策や介護予防施策の充実はもちろんのこと、高齢者社会対策大綱に掲げられているように高齢期の自立した生活を支援する多様な施策の充実をはかることは重要な課題である。

高齢者支援サービスの例として、高齢者のための生涯学習のカリキュラムとそれらを提供する施設の充実や余暇活動施設の充実等があげられ、これら施設に関する研究報告もさ

*1 東海学園大学 人間健康学部 教授

*2 名城大学 理工学部 教授

*3 名城大学大学院生

れている^{文1, 2}。このような学習あるいは余暇活動という明確な目的を有する施設だけではなく、身近な地域に「みんなで食事や会話をする」「自宅のように自由気ままに過ごし、時には余暇活動もする」等の自宅ではないがそれに近い小規模な「もうひとつの住まい」的な施設を整備していくことは、高齢者が住み慣れた住宅や地域で安心して生活を続けるために有益であり、彼らに「引きこもり」を防止して外出を誘引する効果や地域社会との関わりをもたらす役割を有している^{文3, 4}。これらの施設は、介護が必要な高齢者はもちろんのこと、自立高齢者が要介護状態に陥らないように気楽に利用できることが重要であり、施設の運営等に関しては行政サイドからの支援だけではなく、地域住民の理解や支援が必要不可欠である。このように地域と連携した公民協働型の小規模な施設は、今後さらにニーズが増大すると考えられる。

一方、少子高齢化が進行する地域社会においては、高齢者だけに限らず、子ども、障がい者(児)などが共に生活することができる「住生活支援システム」を構築していく必要がある。地域社会では、高齢者だけの施設とか、障がい者だけの施設というような、固定化されて隔離されたコミュニティのほろがむしろ不自然である。高齢者、子ども、障がい者(児)などが混在して一体化した交流は、地域社会におけるノーマライゼーション化を日常生活のなかで自然に形成していくことにつながると考えられる。著者らが先に報告した富山県における乳幼児から高齢者までを対象にした民間のデイケアハウスは、高齢者、子ども、障がい者(児)などが混在して一体化した交流を可能にした施設であり、今後、地域のまちづくり拠点を考えていく上で大いに参考とすべき事例である^{文5, 6}。

本研究では、地域における高齢者の小規模多様型(「2015年の高齢者生活介護」高齢者介護研究会報告書2003.6で用いられている小規模多機能型[通う、泊まる、住む]とは異なる)の生活支援施設としてデイサービス施設を取り上げるが、施設の運営形態は従来のデイサービス施設と異なる。すでにいくつかの自治体ではその運営が開始されている。本研究で取り上げるデイサービス施設の特徴を列記すれば、「地域密着」、「小規模」、「多様性」、「多機能」、「双方向」、「NPO・ボランティア」、「相互交流」、「コラボレーション」などがある。こうした小規模多様型デイサービス施設は、近年の自治体の財政難を考慮すると、比較的少ない経費で地域に居住するあらゆる人々への支援が可能となる。さらに、地域社会における人々の交流、地域ボランティア活動によるコミュニティの活性化につながる等、多くのメリットがあり、地域社会の再生と活性化に向けて大きな可能性を持っている。

以上の視点から、本研究では、調査対象地域として小規模多様型のデイサービス施設を開設している滋賀県と長野県を取り上げる。両県は高齢者、障がい者、子どもの交流拠点づくりを行政が積極的に支援し、それらの場を運営する事業者を育てる仕組みづくりをしている。研究の目的は、地域社会との連携や支援の視点から、小規模なデイサービスの

運用形態とそれに伴う地域社会への広がりを把握し、デイサービス施設のあり方と今後の方向性を明らかにすることにある。すなわち、地域ケア拠点の構築およびそれに伴う地域社会の住生活支援のシステム化、支援のネットワーク化に役立つ資料を得ることにある。

2. 研究の方法

小規模多様型のデイサービス施設を開設して運営しているケーススタディとして滋賀県と長野県を取り上げ、以下の調査を実施した。調査時期は2004年10月～2007年3月である。

(1) 自治体(滋賀県、彦根市、長野県、長野市^{注1})へのヒアリング調査

高齢者支援に対する行政側の施策の全体像を把握し、小規模なデイサービス施設に対する補助事業の概要を整理する。

(2) デイサービス施設へのヒアリング調査(滋賀県、彦根市)

施設の開設・運営責任者に①デイサービス施設開設の経緯と開設時期、②施設の開所日と開所時間、③施設の平面プラン、④開設時の建設費や運営経費等に関する行政上の公的援助、⑤施設利用者の利用状況(高齢者、子ども、障がい者(児)の利用比率、滞在時間、企画内容、利用者の居住地、通所の手段等)、⑥施設を運営するスタッフやボランティアについて、⑦ほかのデイサービス施設との交流や情報交換について、⑧運営上の問題点、⑨行政への要望などをヒアリング調査する。

3. 滋賀県における高齢者支援の取り組み

3-1 ふれあいデイサービス・ふれあいグループホーム整備事業

ふれあいデイサービス・ふれあいグループホーム整備事業は2001年度から始まり、民家や空き店舗等を活用してデイサービスやグループホームを行う事業者に対して、改修費や初年度の設定費の助成を行う事業である(表1)。ふれあいデイサービス整備事業の助成は2001年度3件、2002年度2件、2003年度8件、2004年度8件である。また、ふれあいグループホーム整備事業の助成は2001年度4件、2002年度3件、2003年度1件、2004年度2件である。2005年度については予算を計上したが、助成は0件であった。助成比率は、2001年度、2002年度については県1/2、市町村1/4、事業者1/4であったが、2003年度以降は県1/3、市町村1/3、事業者1/3に変更された。

3-2 あったかほーむづくり事業

あったかほーむづくり事業は、当初2003～2004年度のモデル事業として推進された。この事業の目的は、地域社会における健康福祉セーフティネットの形成を図り、共に生き共に支える「くらし安心県」の実現をはかることである^{文5}。具体

的には、小(中)学校区で民家や空き店舗等の地域に密接した既存施設を活用し、高齢者、子ども、障がい者等だれもが交流できる場を設け、これらの場を通して、介護や子育て支援などを地域の多様な支援で支え合い、さらには環境や文化などとも協働するまちづくりの拠点ともなりうる場を NPO 等が創出する取り組みを支援していくことである。あったかほ一むの位置づけを図1に示す。この事業は単に施設整備等のハード面の助成ばかりでなく、多機能化に向けてのコーディネーター配置支援や事業先例者・専門家・市町村職員等による応援ネットワークによる支援も含まれていることが大きな特徴である。助成を受ける施設は3年間で事業者として自立することを前提とし、地域の中でのモデルケースとして、また地域の情報発信および同様な施設の普及促進の役割を担うものと位置づけられている。

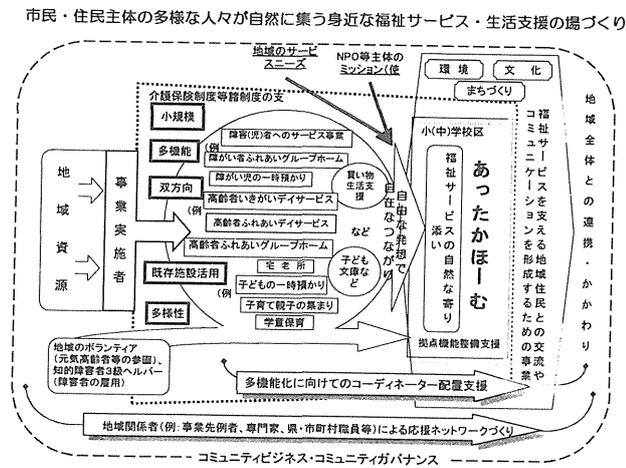


図1 あったかほ一むの位置づけ

この事業は高齢者、子ども、障がい者のうち、いずれか2者以上を対象とした交流の場づくりに対する支援であり、任意団体も事業の申請が可能である。この事業とふれあいデイサービス・ふれあいグループホーム事業を併せて申請することができ、2003年度は助成対象6件のうち5件が、2004年度は助成対象5件のうち1件が併せて助成を受けている。

表1 滋賀県における高齢者等の在宅支援事業

事業名	内容	基準額(千円)	補助率等	開始年度
ふれあいデイサービス・ふれあいグループホーム整備事業	ア 既存ストックを活用してデイサービス施設を整備する際の改修費および初年度設備費の助成	8,000	県1/3,市1/3,事業者1/3	2001
	イ 既存ストックを用いてグループホームを整備する際の改修費および初年度設備費の助成	15,000		
「あったかほ一む」づくり事業	ア 「多様な人々が集う福祉サービスの場」の先進例、効用、課題等のPRや情報提供の機会を設ける			2003
	イ 事業実行者の発掘、事業実施への機運の高揚、技術的な支援を図るため、地域振興局職員、市町村職員、NPO実践リーダー等によるコーディネート機能を強化する			
	ウ 既存ストックを活用して、高齢者・子ども・障害者などへの福祉サービスや生活支援の拠点機能施設の整備する際の改修費および初年度備品等の助成	3,000	県1/2,市町村1/4,事業者1/4	
	エ ウの事業を企画、実施するコーディネーターを設置する場合の人件費の助成: 1年目	—	緊急地域雇用創出特別基金事業(国庫補助事業)の活用	
	同:2年目	3,000	県1/3,市町村1/3,事業者1/3	
	同:3年目	1,500	県1/3,市町村1/3,事業者1/3	

滋賀県では一般行政の実施の円滑化をはかるために県内を7圏域^{注2}に分けており、この事業助成による施設を各圏域で2箇所、計14箇所の整備を目標に事業助成を行ってきたが、2005年3月の時点では8施設の整備にとどまっていた。当初の目標を達成するため、2005年度も継続してこの事業を行い、2006年4月現在、14施設が整備された(表2)。

あったかほ一むづくり事業に関連して以下の二つの事業を行っている。ひとつは、「高齢者地域子育て支援事業」であり、10/10の国庫助成を受けて行っている(2004年度のみ、総事業費は430万円)。事業目的は子育て経験のある高齢者等が地域の子育て支援に参画し、子育て中の母親たちに子育ての経験等を伝えて具体的な支援をすることによって、子育て環境を整備するとともに高齢者の社会参加を促進することである。

もうひとつは、「くらし支え合い NPO 支援アドバイザー派遣事業」である。これは、事業先例者・市町村職員等による応援ネットワークによる支援のひとつであり、街かどケア滋賀ネットに委託して実施されている。あったかほ一むのような高齢者、子ども、障がい者等が集い、ふれあう場を整備・運営する際に生ずる問題について専門家や実務者が現場に向き、無料でアドバイスを行う制度である。

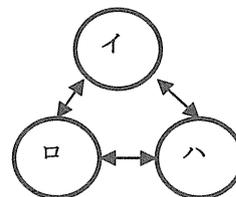
3-3 滋賀県における高齢者ケアに関するネットワーク

滋賀県内には、介護保険制度施行前後より地域における介護の取り組み等を考える場が行政や市民によりいくつか形成されており、現在では図2に示すケア系のネットワークがある。ネットワークの組織は、イ：介護の社会化を進める1万人市民委員会滋賀ネット(利用者サイド:1998~)、ロ：街かどケア滋賀ネット(提供者サイド:2001~)、ハ：滋賀圏域福祉自治体ユニット(保険者サイド:1997~)からなり、情報の交換・提供を相互に行っている。また人的メンバーも複数の組織にまたがり、これらの組織からさらに新しい場が育まれる状況にある。

このうち、「街かど滋賀ネット」は、A、B、Cの三種類の会員（総会員数 87：2005.3 現在）により構成されている。A会員は主に事業者であり、街かどケア滋賀ネットと宅老所・グループホーム全国ネットワークの会員を兼ねている（年会費：¥13,000 円、会員数：25）。B会員も主に事業者であるが、街かどケアネットのみの会員である（年会費：¥8,000、会員数：22）。C会員は行政職員（含む知事）および事業を開始しようとする人から構成されている（年会費¥3,000、会員数：40）。A、B会員は主に小規模施設の運営者であり、大規模施設のみを運営する事業者はいない。

街かどケアネットを開設した当初の数年間、滋賀圏域全体で総会や研修会を開催して活動してきたが、2003年度より全体による総会や研修会ばかりではなく、6つのブロック^{注3}に分かれて、各ブロックで少なくとも年1回研修会を実施するようになった。現在までに認知症のケアに関する研修会や事業者が施設等を開設する際の立ち上げ支援を実施してきている。また、滋賀県から「くらし支え合いNPO支援アドバイザー派遣事業」の委託も受けている。これは「あつたかほ一む事業」の関連事業で、「あつたかほ一む」施設等の整備・運営時に生ずる問題を専門家や実務者が現場に出向き、無料でアドバイスする公民協働型事業である。

街かどケア滋賀ネットには、宅老所・グループホーム全国ネットワーク^{注4}、全国コミュニティサポートセンター^{注5}、福祉自治体ユニット^{注6}、行政職員からのケア関連の情報が入る仕組みになっており、これらを電話、ファックス、パソコンなどの通信情報ツールを介して会員に知らせている。最近では、パソコンを媒体とした情報量が多くを占めるようになってきている^{注7}。



イ：1万人委員会滋賀ネット（1998～）

ロ：街角ケア滋賀ネット（2001～）

ハ：滋賀圏域福祉自治体ユニット（1997～）

図2 地域ケア系ネットワーク

3-4 あつたかほ一むづくり事業の施策立案の背景

滋賀県が「あつたかほ一むづくり事業」を施策化するに際してきっかけとなった事例は、富山県の民間デイケアハウス^{8,9}だけではなく、滋賀県内にもいくつかある。2006年4月現在、あつたかほ一む施設は14施設あるが(表2)、このうちA、F、G施設を運営するNPO法人が行っていた事業がそ

表2 あつたかほ一む施設の概要

施設	設置運営主体	所在地	開設時期	開所日	開所時間	利用者	改修前の建物
A	NPO法人	東近江市	2004.4	月～土	10:00-17:00	高齢者・乳幼児・学童(含障がい児)母親・学童・外国人	民間アパート
B	NPO法人	彦根市	2004.4	月～金	9:30-15:30	高齢者	商業ビル
C	NPO法人	湖南市	2004.3	月・水・土*1	9:00-17:00	高齢者・乳幼児・母親	民家
D	NPO法人	高島市	2004.4	月～金	8:30-17:30	高齢者・学童(含障がい児)・障がい者	民家+工場
E	NPO法人	米原市	2004.2	月～土	9:00-16:00*2	高齢者・乳幼児・児童(含障がい児)	民家
F	NPO法人	近江八幡市	2004.4	月～金	9:00-16:00	高齢者・乳幼児・児童(含障がい児)・母親	民家
G	NPO法人	湖南市	2004.12	月・火・金～日	9:00-18:00	高齢者・乳幼児・児童(含障がい児)・母親・障がい者	公営住宅の集会所
H	社会福祉法人	大津市	2005.1	月～金	10:00-16:00*3	高齢者・乳幼児・児童(障がい児)・母親	民家
I	社会福祉法人	大津市	2005.4	月～金	9:00-17:00	高齢者・乳幼児・児童	民家
J	NPO法人	長浜市	2005.3	月～金	9:00-16:00	高齢者・乳幼児・障がい者	民家
K	社会福祉法人	栗東市	2005.4	月～金	9:00-17:00	高齢者・児童(含障がい児)	民家
L	NPO法人	野洲市	2006.3	月～土	10:00-16:00	高齢者・障がい者・児童(含障がい児)	倉庫
M	NPO法人	高島市	2006.2	火～日	10:00-12:00, 15:00-17:30*4	高齢者・学童(含障がい者)・中高年	民家(新築)
N	まちづくり組織	愛荘町	2006.5	月・水・金	10:00-16:00	高齢者・乳幼児・学童・障がい者	民家

*1 月曜日は午前中のみ *2 金曜日は9:00-18:00 *3 事前予約をすれば土・日・祭日も利用可

*4 10:00-12:00は高齢者対象、15:00-17:30は児童(含障がい者)

れに該当する。

A を運営する NPO 法人は、1995 年頃から年齢や障がいの有無に関わらず、地域に求められる支援サービスを行う目的で保育等の事業を展開してきており、ひとつの建物の中に 2001 年には高齢者のグループホーム、2002 年には保育園を開設し、さらに県があったかほ一む事業を始める前に、この建物の一部を改修して 2003 年 4 月より世帯交流子育て支援事業を開始した。これは子育て経験の浅い母親らが子どもと共に集い、子育て経験者に悩みなどを相談する等、母親同士や地域の人たちと意見や情報交換の場づくりを行う事業で、隣接するグループホームに居住する高齢者や保育事業に参加する乳幼児たちとの自然な交流も意図する。

F を運営する NPO 法人は、1999 年より子育て支援に取り組み、2001 年より市の子育て支援事業を受託して、乳幼児や母親の支援をしていた。近隣の高齢者等が来訪して、話をしながら長時間滞在するようになったことから、彼らのニーズに応えるために 2002 年から週に 1 回彼らに食事等を提供し、地域の高齢者が気軽に利用できる事業を開始した。F の外観と内部の様子を写真 1～3 に示す。



写真1 Fの外観

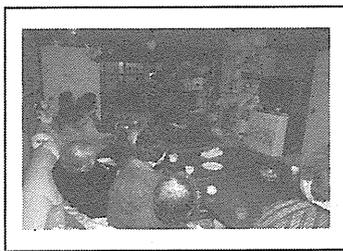


写真2 Fの内部1

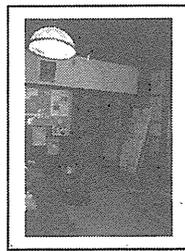


写真3 Fの内部2

G を運営する NPO 法人代表者(1980 年代に障がい者と共に働く会社組織を作り、2000 年にはデイサービス施設を、2002 年にはグループホームを開設)は、2002 年度から2カ年間、県の社会福祉協議会(以下社協と略記)のモデル事業を町の社協との共同で運営してきた。この事業は当初は障がい児の居場所づくりをすることを目的に計画されたが、実施にあたり、障がい児だけの学童保育所をつくるのではなく、彼らの他に高齢者や中高生など、地域の人達が来訪して交流できる場づくりを目指して、社協と NPO 法人とのスタッフの共同で行う事業となった。

これらの事例は、多世代が自然な形で交流できる地域の拠点づくりにもつながるものであり、あったかほ一むづくり事業の重要なコンセプトのひとつになっている。

3-5 あったかほ一む施設の概要

あったかほ一む施設の運営主体は NPO 法人が最も多く 10 件、ついで社会福祉法人 3 件、任意団体(まちづくり組織)1件である。建物は改修による再利用 13、新築1であり、民家を改修したものが多い。A は県のあったかほ一む事業が始まる以前に改修して、2003 年 4 月より世帯交流型の子育て支援事業を開始していたため、また M は新築であるため、建物の改修費助成は受けていない。それ以外の施設は建物の改修費の助成を受けている。主な改修場所はトイレ・洗面・キッチン等の水回り、廊下と部屋との段差解消、玄関周りである。

開所日と開所時間は原則のものであり、実際には利用者のニーズに柔軟に対応している。

H, I, K の事業主体は社会福祉法人で、いずれも特別養護老人ホームを運営しており、これら施設はホーム入居者の逆デイサービス場としても利用されている。また、K の事業主体は知的障がい者通所授産施設を運営しており、この場所が障がい者の就労体験の場にもなっている。

A～G の7施設は、街かどケア滋賀ネットの会員であり、このうち A, C, G の代表者はこの組織の立ち上げ時から大きく関わっている。H～N の7施設は街かどケア滋賀ネットの会員ではないが、この組織が主催する研究会や講演会に参加する等、会員との交流がある。

B のあったかほ一むづくり事業は、主に自立高齢者を対象とした支援事業であるため、利用者は高齢者のみと記載しているが、実際には同じ空間で子育て支援事業や障がい児の支援事業が行われ、高齢者、乳幼児、障がい児が一緒に過ごしている。

M 施設の代表者は、当初は自らがあったかほ一む事業を推進しようとしたわけではなく、県の湖西振興局から「このエリアであったかほ一む事業を行って欲しくないか」という話があり、実施するならば単年度で終わる事業ではなく、継続的な健康づくり等の活動(リズムウォーク、ダンス、体操)をしていきたいという思いから、この事業を始めている。活動の場である建物は新築2階建てであり、1階をあったかほ一む事業の場とし、2階は代表者の子ども夫婦の住居として使用している。コーディネーター事業や備品等の資金助成を受けている。利用者は高齢者、学童、中高年の人等、多様である。同じ圏域にある D 施設とは情報交換する等、連携をとりあつて活動している。

N 施設の運営はまちづくり組織が行っている。この組織の母体は 1997 年にでき、2001 年から①村の活動と村おこしの会、②村の伝統文化の会、③村の景観づくりの会ができた。①の部会では 2008 年を目標に活動の拠点となるスペースを確保する計画を立てていたが、2005 年 12 月に県の湖東振

興局からあったかほ一む事業を勧められ、一部反対意見もあったが、議論の末に合意して開設した経緯がある。申請上の開所日は月・水・金の週 3 日となっているが、現段階では月 2 回(第1, 第3の月曜日)の開所をしている。高齢者、乳幼児、児童、障がい者等、だれでも利用できることになっているが、利用者に障がい者(児)はいない。

F, M, N 以外は、あったかほ一む事業のほかにデイサービス事業、グループホーム等の運営をしている。

E, Jを除いて、開設時に特に反対はなく、多くの施設では地域住民から理解が得られて、地域住民等から備品類の寄付もある。施設側もニュースの発行・配布をする、地域のイベントに参加する、地域の商店街で必要な商品を購入する等、お互いに協力的な関係が得られるような努力をしている。行政は単に施設改修助成にとどまらず、街かどケア滋賀ネットと連携して運営上の相談等、多様な支援をしている。

3-6 彦根市の概要と高齢者支援の取り組み

彦根市は西に琵琶湖、東に鈴鹿の山々を望む県北東部の中心都市である。同市の人口は、106,718人、世帯数は36,818世帯であり、高齢化率は16.7%、人口増加率は2.2%である(2000年国勢調査)。市内には、公設民営5、民設民営13、計18の介護保険制度に基づく通所指定の施設(デイサービス施設)がある。

彦根市の「やすらぎふれあいの館」整備事業は、介護保険制度が施行された2000年度から開始された。事業の目的は、高齢者が同世代を含めた多世代との交流により要介護状態になることを予防し、高齢者の心身の健康保持・増進をはかることであり、事業内容は、宅老所の整備および運営事業に対し、補助金を交付するものである。この施設は、介護保険非該当者はもちろん介護保険の要支援や要介護者も利用でき、また障害者や子どもも利用できることになっており、理念は富山県の民間デイケアハウス^{注7}と同じであると考えられる。事業の概要を表3に示す。

表3 彦根市における単独在宅支援事業

事業名	内 容	基準額 (千円)	補助率	開始 年度
彦根市「やすらぎふれあいの館」整備事業	ア 施設整備	2,000	市 10/10	2000
	イ 設備整備	150	市 10/10	
	ウ 施設運営	30/月	市 10/10	

3-7 彦根市の宅老所

(1) 運営と設置目的

彦根市には6つの宅老所があり、運営面や設置目的から大きく2つのタイプに分けられる。各施設の概要を表4に示す。

ひとつは彦根市の「やすらぎふれあいの館」と称される5施設(A-E)である。このうち、A-Dは地域のボランティアグループにより、EはJA東びわこの職員と地域のボランティアグループにより運営されている。市の介護福祉課からの運営助成は、開所日が週1日の場合は年間36万円、週2日の場合は54万円である^{注8}。ほかのひとつ(F)は同市の社協が地域のボランティア20数名の協力のもとに運営する施設(開所日は社協職員1、看護師1、ボランティア2の計4名のスタッフで運営)で、介護保険非該当の高齢者のみが利用できる。同市の社会福祉課から運営助成がある。Fは1993年にふれあいまちづくり事業の一環として開始され、介護予防の目的も有するが、宅老所等に関わる市民ボランティアの育成や活動の啓発も意図している。いずれの施設も介護保険の通所や生きがいデイサービスの指定を受けていないため、利用料は施設ごとに異なる。

(2) 建物、開館日、送迎サービス、利用者、過ごし方等

いずれの施設も既存の建物を改修して利用している。

表4 彦根市における宅老所の概要

施設	開設年	建物	改修費 (改修年)	開館日	開館時間	利用料金等	入浴	送迎	スタッフ数	登録者数	平均利用人数(人)
A	1996	代表者の旧自宅	市の助成(2002)	火	9:30-15:00	500円(月会費)+400円/日	無	無	29 ^{※1}	-	17-18
B	2001	空家 ^{※2}	国庫補助(1999)	火・木	10:00-16:00	1000円/日、500円/半日	有	有	20	28	20
C	2002	空家	国庫補助(2000)	水 ^{※3}	10:00-15:30	初回登録料2000円+1200円/日	有	有	20	40	17
D	2002	空家	市の助成(2001)	水	10:00-15:00	500円/日、300円/半日	無	無	16	16	6~7
E	2003	JAの旧施設	国庫補助(2002)	木	10:00-15:00	650円/日 ^{※4}	無	無	5	20	10
F	1993	空家	共同募金(1997)	木 ^{※5}	9:00-16:00	1000円/日	無	有	29	4	2 ^{※6}

※1:スタッフ、利用者という区分をせず。

※2:代表者の親類の住宅

※3:月曜日は「たまり場」と称して、無料で開放する。こども文庫も開催。

※4:昼食代350円を含む

※5:第一週は金曜日

※6:介護保険非該当者のみ利用可

A, B, Fの外観と内部の様子を写真4～9に示す。

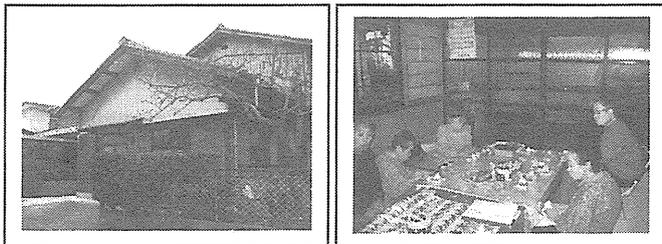


写真4 Aの外観

写真5 Aの内部

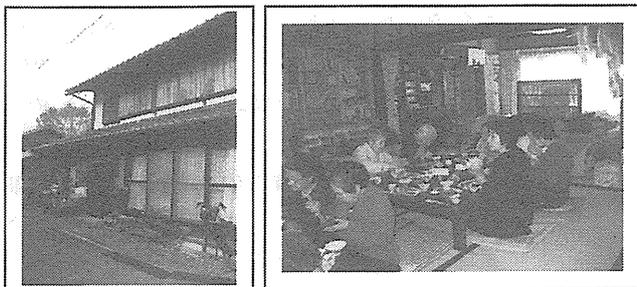


写真6 Bの外観

写真7 Bの内部

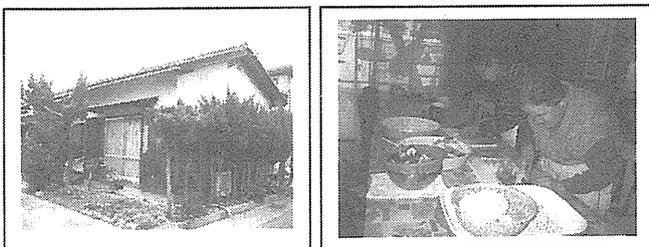


写真8 Fの外観

写真9 Fの内部

改修費は介護予防拠点整備事業による国庫補助（B, C, E），市の「やすらぎふれあいの館」事業による補助（A, D），共同募金による補助（F）による。いずれの施設もトイレの改修〔手すりの設置，段差解消，便座の取替え（和式便座→洋式便座）等〕を行っている。他には，キッチンや浴室の改修，廊下部分への手すりの設置，部屋と廊下との段差解消，玄関の上がり框部分の段差を小さくする等を実施しているが，全面的なバリアフリー化はしていない。

平日に開館し，回数は週1～2回である。入浴サービスがあるのは，B, Cの2施設である^{注9}。送迎を常時実施している施設はB, C, Fの3施設であるが，雨や降雪等の天候不順な時には，ボランティアが無償で送迎をするD施設や，主に近隣の無償ボランティアが送迎をするE施設もあり，利用者が気軽に来所できるように配慮している。

利用者は主に後期高齢者で，A, D, E, Fは自立高齢者のみが利用している。このうち，Aは開設当初から利用者とスタッフとを区別せず，全員が利用者であり，スタッフであるという考え方で運営されている。介護保険制度施行以前に開設したA施設は，当初，利用者が集まりにくかったが，その後口コミで広がり，利用者が定着するようになったという。B, Cは自立高齢者だけでは

なく，要介護度3くらいまでが利用し，Bの要介護者は全体の約2/3，Cの要介護者は全体の約1/2を占める。Cは宅老所事業だけではなく，2001年から「サポートたちばな」という事業を年中無休で行っている^{注10}。これは，会員制による支援サービスで，庭掃除や買物等の「生活サポート」と病院の送迎等の「外出サポート」があり，会員になれば年齢性別に関係なくサポートを受けられる仕組みになっている。この生活支援サービスの利用者は，高齢者が多い。Cは，この他に「たまり場」と称して施設を無料で解放する日を毎週1回設け，また，子ども文庫も開催している。

いずれの施設も原則的には「自由に過ごしてもらおう」という考えに基づき，ある行事を一律的に行ったり，決められた規則的な生活リズムを強要することはない。季節の行事等のイベントも行うが，本人や家族の意思を尊重して，その人らしく過ごせるように配慮している。具体的には，「利用者同士やスタッフとのおしゃべり」「新聞や雑誌の講読」「お茶を飲む」「調理の手伝いや配膳の準備」「食後の片付け」「ゲーム」「昼寝」「散歩」「買物」「庭の手入れ」などをして過ごしている。

（3）行政，街かどケア滋賀ネット，近隣住民，教育施設，医療系施設等との関係

行政や街かどケア滋賀ネット，近隣住民，教育施設，医療系施設等との関係を表5に示す。いずれの施設も運営助成費を受け，事業報告書を提出することから行政と定期的な情報交換の機会を有する。ただし，介護保険制度施行開始8年前に旧自宅を用いて開設したA施設代表者によれば，当初は運営助成等が無いだけではなく，このような高齢者の交流の場の必要性についても全く理解されなかったという。

B, C, D, Eについては開設の準備段階から行政の支援があり，協働による介護予防のための拠点施設を地域ごとに積極的に設けようとする行政の姿勢が伺われる。行政の呼びかけで2002年度，2003年度に6施設全体の情報交換会が各1回実施され，そこでは共通課題として，送迎・食事・保険等があげられた。現在，B, Cの施設間では情報交換がさかんに行われているが，他の施設では相互交流はほとんどない。

B, Cの2施設のみが街かどケア滋賀ネットの会員である。これは，B, Cの施設代表者が街かどケア滋賀ネットのたちあげの段階から関わっていることによるだけではなく，B, C施設の利用者は，要支援や要介護の高齢者がいるが，そのほかの施設では自立の高齢者のみが利用していることも関係していると考えられる。

近隣住民や町内会組織との関係は，開設当初からすべての施設で良好であったわけではないが，行政も関与する施設であるという点や，施設側からの前向きな交流の働きかけ等が功を奏して，双方向の交流が徐々に始まって

表 5 行政・街かどケア滋賀ネット・近隣住民・町内会組織等との関係

関係 施設	行政	街かどケア滋賀ネット	近隣の住民等	町内会等
A	開設当初は、何の協力も得られなかったが、やすらぎふれあいの館事業が始まって、改修費の助成や運営費の助成を受けるなどの協力が得られるようになった。	会員ではないので直接の情報は入らない。ただし、行政との共催、後援による講演会や勉強会の情報は行政を通じて入る。	施設代表者の旧自宅であり、近隣住民と昔からのつながりがあるため、彼らが時々食材等を持参してくれる。	施設の利用者、スタッフのなかに町内居住者がいるので、地域の情報が常時入る。
B	開設当初は毎週1-2回くらいの頻度で連絡をとりあい、密な交流があった。現在は、困った時に相談をする、運営報告をする等である。	施設代表者は街かどケア滋賀ネットの会員で、この組織のたちあげに関与していた。講演会や勉強会などの情報が定期的に入る。	開設前の改修工事の際、近隣から苦情が多く寄せられたが、開設後3ヶ月くらいから挨拶を交わすようになった。現在では開所日には外に出て利用者らに挨拶したり、施設まわりの雪かきもしてくれるようになった。	行政も関与する施設という点から、当初あった不安も解消された。町内会長の協力が得られるようになると、全体に好意的になり、食材等を持参してくれるようになった。開設1年後くらいから、施設を子供会、町内会、老人会の会合場所として使用するようになった。
C	施設主催のイベントには民生委員も参加する。行政から福祉関連の情報を得るが、双方向でない部分があるので、こちら側からも行政に向いて情報を入手する努力が必要である。	施設代表者は街かどケア滋賀ネットの会員で、この組織のたちあげに関与していた。講演会や勉強会などの情報が定期的に入る。	代表者が彦根市内の小学校の校長をしていたことや、利用者の中に老人会の会長や地域居住者が5-6名いたので、すぐに理解が得られた。近隣や地域の人が食品や物品を持参してくれる。	施設のニュースを年4回発行し、4つの町内会を通して回覧してもらっている。地域や子供会、自治会に働きかけ、夏祭り、クリスマス会、創立記念バザーを年各1回開催している。子どもをはじめ地域の多くの人が参加してくれる。
D	定期的な情報交換の機会はないが、困った時に保健士等に相談する、施設の運営報告をする等を行っている。	会員ではないので、この組織からの直接の情報は入らない。	近隣住民(高齢者)は、以前から昼間独居の住宅に集まり、サロン的なお茶のみ会などを開催している。このため、地域で施設の必要性を感じている人が少ないようである。	施設開設の際、この施設の意図や開催内容を紹介してお知らせを自治会組織を通して約1300軒くらいの住宅に配布してもらっている(協力的)。しかし、まだ地域住民の認知度は低く、利用者も少ない。
E	2003年度忘年会(クリスマス会)に民生委員を招待して以来、3ヶ月に1回くらいの頻度で民生委員が施設に立ち寄るようになった。	会員ではないので、この組織からの直接の情報は入らないが、JA中央会による高齢者福祉ネットワークを通じて福祉関連の情報が入る。	特に交流はしていない。	施設での活動を理解してもらう目的で、忘年会(クリスマス会)に自治会長、老人会会長を招待して交流している。
F	市の福祉保健部保健管理課と密接な関係を有する。月1回、市の保健士との情報交換の機会がある。	会員ではないので、この組織からの直接の情報は入らない。	今までに近隣住民からの苦情はなく、施設周辺の清掃をしたり、食べ物や花等を持参してくれ、全体に好意的である。2004年5月から月1回、利用者と地域の人との交流の場「ガーデンカフェ」を開催している。	自治会班長に挨拶をするが、自治会費は支払っていない。
関係 施設	教育施設等	医療系施設	介護系施設	ボランティア等
A	定期的に子どもたちと交流する機会はないが、スタッフが孫を連れてくることがあり、その場合には交流する。	緊急時には消防署に連絡する。何かあった場合には責任を負わないという誓約書をとっている。	特に情報交換はしていない。	関わるボランティアは全て彦根市内に居住している。彦根市在住の民生委員が月に1回、材料費のみでお弁当を作り持参してくれる。
B	近所の子ども(小学生)が月に1回くらい、遊びにくる。施設体験実習(総合学習)を希望する中学生を受け入れているので、中学校の教員が見学などで訪れる。	開設時より主治医がいる(現在、近隣の診療所の医師)。	介護保険の通所指定業者と利用者に関する情報交換をときどき行っている。	関わるボランティアはすべて彦根市内に居住している。ただし、同じ町内のボランティアはいない。B施設以外にほかのボランティアをしている人が多い。
C	夏祭り等のイベントの時には地域の子どもが多く参加する。徒歩2-3分のところに保育園があるので、開設当初より交流がある。地域の小学校の保護者はバザーの時に物品を持参してくれる。子ども文庫も開催しているので、子どもたちとの繋がりも強い。	主治医はいないが、利用者が通院している医療機関を把握している。緊急時の対応等については、近隣の医療機関に依頼している。	特に情報交換はしていないが、病院や老人保健施設等から、介護保険制度では不可能な支援等の依頼がある。また、介護保険に関する情報提供や申請手続を行ったり、この施設とデイサービス施設を共に利用している人のケアの調整や相談も行っている。	宅老所に関わるボランティアと生活支援に関わるボランティア、および両方に関わるボランティアから構成され、いずれも彦根市内に居住している。生活支援に関わるボランティアがB施設利用者の送迎を行っている。
D	2003年度には「ゆとり教育」の授業の一環として、近隣の小学校6年生が約20名訪れ、利用者と話をする等の交流の機会があった。	主治医はいないが、利用者が通院している医療機関を把握している。緊急時の対応等については、近隣の医療機関に依頼をしている。	特に情報交換はしていない。	関わるボランティアは全て彦根市内に居住している。
E	幼稚園児等と交流会を検討しているが、現在子どもたちとの交流の機会はない。	主治医はいないが、利用者が通院している医療機関を把握している。緊急時の対応等については、JAや消防署と連携して行う。	特に情報交換はしていない。	陽だまりの会(会員数約100)の会員2名が関わる。この施設のボランティアは固定している。関わるボランティアは彦根市内に居住している。ただし、同じ町内のボランティアはいない。
F	特に交流はしていない。	主治医はいないが、利用者が通院している医療機関を把握している。緊急時の対応等については、消防署と連携して行う。	社会福祉協議会や、ケアマネージャーを兼ねる在宅支援センターの職員と密接な繋がりがある。	みおつくしの会(会員数21)の会員10名が交替で関わる。関わるボランティアは彦根市内に居住している。この施設のほかにBおよびCでボランティアをしている人もいる。

いる。例えば、近隣の住民が「施設に食材や花等を持参する」「施設付近の雪かきをする」「利用者へ声かけをする」等を行ったり、施設側が「子ども会や老人会が集会の場所として施設を利用する」「子ども会をはじめ地域の人たちを巻き込んだイベントを開催する」「利用者と地域の交流をはかる意図でガーデンカフェを開催する」等を行っている。

施設に関わるボランティアは、いずれも彦根市内の居住者である。ただし、施設と同じ町内の居住者は少ない。

子どもたちとの交流は施設により幅があった。子ども文庫を開催している C 施設は、子どもたちとの交流が多く、夏祭りのイベントを開催する時にも地域の子どもの参加が多い。小学生や中学生を施設体験学習等で受け入れる (B, D), ボランティアスタッフが孫と一緒に施設に來所する (A) などの機会に子どもと交流するケースもあった。子どもとの交流は特にしていない (D), あるいは検討中のところもあった (E)。

医療系施設との関係では、特定の医療機関と連携しているのは B 施設のみであったが、利用者が通院している医療機関を把握している施設が多かった。緊急時の対応については、いずれの施設も近隣の医療機関あるいは消防署と連携することになっている。

介護系施設とは、利用者の中に要支援や要介護の高齢者がいない A, D, E 施設では、「特に情報交換をしていない」が、要支援や要介護の高齢者が利用している B や C 施設では、介護保険の通所指定事業者と利用者に関する情報交換を行う、介護保険の申請手続きを行うなど、何らかの形で介護系施設と関わりを有している。

介護関連の情報は、行政サイドやボランティアグループが属するケアに関するネットワークを通じて共有されているケースが多い。

4. 長野県における高齢者支援の取り組み

4-1 コモンズハウス支援事業の概要

長野県では 2002 年度より身近な地域(小学校区)に地域ケア拠点としてのコモンズハウス(宅幼老所^{注11}、地域共生型生活ホーム等)の整備を推進し、運営等を支援している。コモンズハウスのイメージを図3に示す。コモンズハウスに期待される役割には、①高齢者のニーズに応じた支援、②地域における多様なニーズに対応した支援がある。この支援事業には以下の5事業がある。

(1) 施設整備費補助事業(表6)

NPO 法人や民間事業者等によるコモンズハウスの施設整備に対して市町村が支援する場合、もしくは市町村が自ら施設整備する場合に補助金を交付する事業である(負担割合: 県 2/3, 市町村 1/3)。この事業は原則として民家等の改修による施設整備を対象とするが、適切な空き家が見つからない等、改修による対応が不可能な

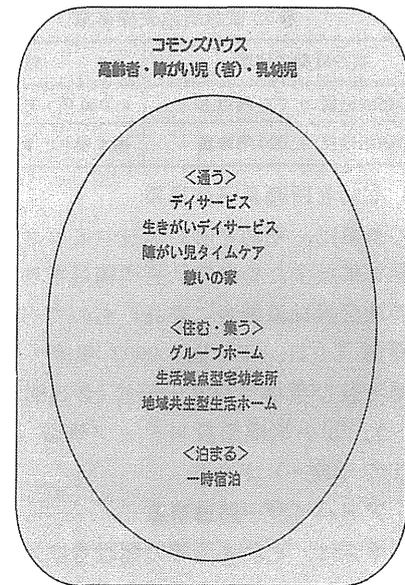


図3 コモンズハウスのイメージ

場合に限り、新設も認めている。県の補助限度額は、改修: 500 万円, 新設: 1,000 万円である。

表6 施設整備費補助事業

実施事業等	介護保険事業			支援費事業	生きがい活動支援通所等、生活拠点型宅幼老所、地域共生型生活ホーム、聴いの家事業
	認知症高齢者グループホーム	通所介護			
		認知症対応型	一般型		
市町村 社会福祉法人 医療法人 NPO 法人 社団法人 財団法人 農業協同組合 消費生活協同組合 有限会社等の営利法人	国庫交付金対象		支援対象	支援対象	支援対象
個人・任意団体	—		—	—	支援対象

(2) 運営費助成事業

この事業は、市町村あるいは市町村が補助する法人および団体が地域共生型生活ホームおよび生活拠点型宅幼老所の運営する経費を助成するものである(負担割合: 県 1/2, 市町村 1/2)。

(3) 緊急宿泊支援事業(2005 年度~)

この事業は、介護者や保護者が急病等により家庭で介護や養育に従事できない場合に、要介護高齢者、障がい者または児童が通所施設に緊急に宿泊した場合の費用の一部を助成するものである(負担割合: 県 1/2, 市町村 1/2)。事業主体は市町村で、一人当たり概ね月 4 回、年

48回を利用の上限としている（表7）。

表7 緊急宿泊支援事業

宿泊経費の種類	補助基準額
1回の宿泊経費:5,000円以上	4,000円×延べ利用回数
1回の宿泊経費:5,000円未満	宿泊費×0.8×延べ利用回数

(4) 宅幼老所職員研修事業

この事業は、宅幼老所が福祉コミュニティ拠点としての役割を果たすために宅幼老所職員を対象に研修を行う（県の社会福祉協議会に委託）ものであり、①宅老所開設者研修（1日、年5回：2003年度～）、②小規模施設管理者及び現場リーダー研修（2日間、年5回：2005年度～）、③小規模施設スタッフ研修（4日間、年10回：2005年度～）がある。

(5) アドバイザー派遣事業

この事業は、宅幼老所等の開設者に対する運営上の相談に應えるため、県から委嘱を受けたアドバイザーを現場に派遣するものである（県の社協に委託）。派遣は原則として1団体年間2回まで1回2～4時間程度とし、利用者負担額は1回3千円である。

知事交代後もこのコモンズハウス支援事業は継続されることになったが、名称が変更されて宅幼老所支援事業となった。2007年度の事業費として施設補助事業5,100万円、運営助成事業1,494万1千円、緊急宿泊支援事業300万円、職員研修事業370万6千円、アドバイザー派遣事業に37万6千円を計上している。

長野市は（1）と同様の事業を「長野市小規模ケア施設整備事業補助金」として2002年度～2005年度まで実施してきたが、2006年度より廃止している^{注12}。また、同市では県の（2）～（5）の事業は実施していない。

4-2 宅幼老所について

(1) 開設実績

宅幼老所の施設整備助成事業が2002年度に始まって以来、設置数は着実に増加し、2005年度末で297ヶ所ある（表8）。県内の小学校区（約400）に各1ヶ所程度設置することを目標に推進し、現在では県等の助成による設置と自主設置とを合わせると目標値に近づきつつある。助成を受けずに自主的に設置する場合には規制していないが、設置地域のバランスにも配慮し、宅幼老所設置に積極的ではない市町村の職員を対象に宅幼老所見学会等を実施し、意識の高揚を図っている。

表8 宅幼老所開設数（補助の有無別）と累計^{表2}

年度	～1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
県補助	—	—	—	—	29	44	46	16
長野市補助	—	—	—	—	2	1	2	2
自主設置等	6	6	11	13	19	31	40	29
累計	6	12	23	36	86	162	250	297

宅幼老所の主たる事業は、「通所介護」が192（64.7%）と最も多く、ついで「グループホーム」46（15.5%）、「生きがいデイサービス」20（6.7%）、「通所介護と生きがいデイサービス」19（6.4%）の順となっている。また設置主体はNPO法人が最も多く125（42.1%）、ついで営利法人81（27.3%）、社協以外の社会福祉法人34（11.4%）、社協25（8.4%）、医療法人11（3.7%）、農協8（2.7%）の順である。県では宅幼老所を高齢者単独の支援施設としてではなく、地域の身近な福祉拠点のひとつとして位置づけている。

(2) 施設整備補助事業による宅幼老所の運営主体等

2002～2005年度に県および長野市からの助成により整備された宅幼老所数は142（改修125、新築10）であり、NPO法人によるものが79（55.6%）と最も多い（表9）。また、主たる運営形態は「通所介護事業」が最も多く121（85.2%）、「グループホーム」9（6.3%）、「生きがいデイサービス」11（7.8%）、「生活拠点型」1（0.7%）となっている。

表9 施設整備事業による宅幼老所の運営主体

年度	NPO法人	社会福祉法人	社協	医療法人	営利法人	その他	計
2002	14	6	7	1	—	3	31
2003	31	3	4	1	2	4	45
2004	22	9	3	—	10	4	48
2005	12	1	2	1	1	1	18
計	79	19	16	3	13	12	142
構成比（%）	55.6	13.4	11.2	2.1	9.2	8.5	100

(3) 宅幼老所の利用者・活動状況・経営状況

長野県が2005年8月に実施した宅幼老所アンケート調査（調査対象：2004年度末までに設置された250ヶ所のコモンズハウス、回収率：68.4%）の結果^{表8}を以下に示す。

宅幼老所の利用定員は概ね10名以下で、75%が「通所介護事業」を実施し、そのほかに「泊まり」「学童・乳幼児保育」等の自主事業を実施している。多くの宅幼老所が実施している「通所介護事業」を基本に、「障がい児・障がい者タイムケア事業」「支援費事業」「学童・乳幼児保育事業」「泊まり」等の事業も行う多機能的な宅幼老所が全体の40%を占めている。「通所介護事業」の土日の利用は、土曜日可69.0%、日曜日可34.1%であり、日曜日可のところは少ない。

利用者の90%弱が後期高齢者で、このうち最も利用が多いのは85～89歳であり、要支援～要介護2の利用者が全体の70%を占める。要介護度の低い利用者が多いため、1週間当たりの利用回数は1～2回が55%と半数以上を占める。

雇用に関する悩みでは、「人件費の関係で雇用が難しい」33.3%、「必要な資格を持った人が見つからない」

23.4%、「宅幼老所に適した人材が見つからない」21.6%等、人件費や人材面での項目が多い。

宅幼老所の経営状況は、赤字 34.8%、黒字 52.7%であり、先に述べた人件費をはじめ安定的な利用者数の確保や適切な人材の確保等、適正な経営をしていく上での課題も多い。

地域福祉拠点としての位置づけを意識している宅幼老所は全体の 85%を占めるが、小規模多機能居宅介護事業への参入を希望する宅幼老所は 25.1%にとどまっている。

(4) 宅幼老所等の高齢者以外の受け入れ状況

長野県が 2006 年に実施した宅幼老所アンケート調査（調査対象：2006 年 3 月末現在で運営中のコモンズハウス 252 ヶ所、回収率：97.2%）の結果²⁹を以下に示す。

乳幼児、児童、障がい児等を対象に利用料を徴収する事業を実施している宅幼老所は 53 ヶ所あり、事業内容は、「乳幼児の一時保育」「障がい児の預かり」「学童クラブ」等である。また、乳幼児、児童等との「交流」を主たる目的に無料で事業を実施している宅幼老所は 182 ヶ所あり、事業内容は「職員が子連れで出勤」「保育園・幼稚園との交流事業」「近隣の子どもが遊びに来る」「一時的な預かり」「子育てサロンの事業」等である。これらの事業や交流を行っていない宅幼老所のなかで「乳幼児の受け入れを行う必要性を感じていない」のは 21 ヶ所のみで、多くは「取り組む意欲はあるが利用者がいない」57、「取り組む意欲はあるが、受け入れ体制が整わず断っている」45 となっている。乳幼児等の利用や交流事業を推進する上で必要なことは、「受け入れの経費助成」116、「宅幼老所における保育事業に対する広報活動の実施」58、「行政との連携」「地域の理解」44 などである。

以上の結果から、地域社会のニーズに対応しようと考えていても、乳幼児等の支援事業に取り組むことが職員の体制や資金面等から困難な宅幼老所が多く存在するといえる。

5. まとめ

滋賀県、長野県では小規模多様型の施設を開設する場合の助成を行っている。彦根市では同様な施設を開設する場合の助成と運営費の助成を行っている。また、行政が開設する場所(空家等)の紹介をしているケースもあり、双方で協働により地域のケア拠点を作っていく姿勢が伺われた。調査した施設の多くは、『協働による施設』という安心感・信頼感が功を奏していた。しかし、施設が小規模であるために、利用者数の多少が、直接、経営面に影響を及ぼしており、単一の事業のみでは経営が難しいことが明らかになった。

今回、調査した滋賀県のあったかほ一む、長野県の宅幼

老所は、主に利用者を持定の階層に限定していないことに特徴がある。このように階層をミックスした交流の場作りは、誰にもやさしく安心できるまちづくりを推進するために重要である。これらの場合は、地域の誰もが入りやすい雰囲気とまちなかにある等の立地条件を満たすことが重要である。また、地域にある空き家は規模の小さいものが多く、これらは「もうひとつの住まい」として適切な条件を有していることが多い。これらを有効に活用して、行政と住民との協働による地域の多様な人々の交流および支援の場を作っていくことは、今後の地域づくりに欠かせない。

滋賀県のあったかほ一むづくり事業や、長野県の宅幼老所支援事業は、従来の制度の枠を超えて多様な階層の居住を支援する重要な事業であり、地域社会におけるノーマライゼーション化を日常生活のなかで自然に形成し、地域拠点づくりをしていく極めて有効な施策と考えられる。

この事業に取り組む経緯は施設によりさまざまであるが、地域のニーズに応じて、安心できるまちづくりを目指している点では同じである。この事業を軌道に乗せるためには、協働による事業化のノウハウ等の蓄積とネットワークの充実が欠かせない。滋賀県では、行政や市民と連携したケア系ネットワークが形成されているが、今後はこのネットワークをさらに発展させ、居住支援の仕組みを強化していくことが望まれる。長野県においてもケア系のネットワークが形成されているが、市民も含めたネットワークを構築していくことが必要であろう。

また、高齢者と一口に言っても多様であることを配慮する必要がある。「元気な高齢者」は、日常生活圏にとどまらず、趣味や生涯学習などを通して「生きがい」づくりや「仲間づくり」ができると考えられる。しかし、「要支援や要介護の高齢者ではなく、元気な高齢者でもない自立の高齢者」は、高齢化に伴い、社会と交流する接点が減少することが多い。このため、何らかの形でそれを補う仕組みが必要である。

今回報告した彦根市における宅老所は、彦根市社協が運営する F 施設を除き、自立の高齢者と要支援や要介護の高齢者がともに利用できることに特徴がある。施設の収容人数による制限はあるものの、利用したい人は原則として誰でも利用できる。施設ごとに利用料は異なるが、介護度等には関係なく、誰でも均一の料金体系となっている。このような宅老所では、自立高齢者、要支援や要介護の高齢者がミックスされているため、コミュニティの幅が広がるとともに、宅老所での生活の場面ごとに、利用者同士が「助けたり、助けられたりする」関係性を持ったり、あるいは食事の準備をスタッフと一緒にやることにより利用者やスタッフが「仲間として協力する」関係性を持つ等、動的な変化を期待することができる。施設利用者は「常に一方的に支援を受ける」立場にいたるのではなく、「私は施設で助けられることもあるが、他の利用者やスタッフを助けている」という気持ち

を持つことができ、精神面においても好影響を及ぼすと考えられる。

要支援や要介護の高齢者に限らず、自立の高齢者であっても、一人暮らしや昼間ひとりになる高齢者にとっては、家事援助のような生活支援だけではなく「話し相手」や「一緒に食事をして団らんする」などの家庭的な精神面での支援が必要である。自立の高齢者が利用できる「地域の家庭的で小規模な交流サロン」は重要であり、彦根市の協働による宅老所は、地域のケア等も含めた拠点になりうる重要な施設と考えられる。

地域の小規模多様型施設の充実とこれら施設のネットワーク化の推進は少子高齢社会で必要不可欠な仕組みであるが、スタッフの確保や事業の運営方法等、課題も多い。今後は、小規模多様型施設の利用者や施設に関わるスタッフへのヒアリング調査等を行い、課題を整理して検討していく予定である。

<注>

- 1) 滋賀県：健康福祉部健康福祉政策課および滋賀県社会福祉協議会，彦根市：福祉保健部介護福祉課，長野県：社会部 commons 福祉課，長野市：保健福祉部
- 2) 大津，東近江，湖東，湖北，湖西，湖南，甲賀の7圏域
- 3) 滋賀県では県内を7つの圏域に分けているが，街かどケア滋賀ネットでは，湖北，湖東，東近江，甲賀，大津・湖西，湖南の6ブロックにわけて活動している。
- 4) 全国に点在する宅老所やグループホームを運営している8つの連絡会と，宅老所やグループホームの有志とで1999年1月に設立した全国的なネットワーク。
- 5) 高齢者，障がい者，子どもなどが自立した生活を営むために必要な支援を実施する団体やそれらの団体のネットワーク組織を支援して，「だれもが地域で普通に」暮らし続けることができる地域社会の実現を目指して，1999年に設立された。2001年2月にNPO法人となる。書籍の発行，フォーラムやセミナーの開催，調査・研究活動，宅老所・グループホーム全国ネットワークや特養・老健・医療施設ユニットケア研究会，自分らしいその人らしい生活支援ネットワーク等の事務局を担っている。事務所は宮城・東京・愛知・岡山に，出張所は大阪・熊本にある。
- 6) 福祉施策の重要性を深く認識している首長が集まり，住民サイドの福祉行政を進める市町村長の会で1997年に設立された。市町村がお互いに連携して，情報の把握・とり，国民や国・県などの行政機関にも提言していくという理念のもとに研究（研修）活動，企画・提言活動，連携（交流）活動を行っている。
- 7) 富山県における民間デイケアハウスは，必要な人は誰でも受け入れるという理念のもとに開設されており，富山方式と呼ばれている。
- 8) 2003年度までは，いずれの施設に対しても一律年間36万円の運営助成がされていたが，2004年度より開所日

数により助成額が変更になった。

- 9) 過去には入浴サービスの利用者があったが，調査時点では利用者はいなかった。
- 10) 年会費は2000円で，生活サポートの利用料は1時間700円，外出サポートの利用料は1時間600円である。
- 11) 定義：原則として小規模で家庭的な民家等を活用したもので，利用定員が15名程度以下であり，特別養護老人ホーム，老人保健施設等の施設に併設されていないこと。
- 12) 国における「地域介護・福祉整備等交付金」の創設により，長野市が単独で補助している宅老所等の小規模ケア施設についても当該交付金の対象となることから，他の施設の整備事業の整理統合を図ることに伴い，廃止している。

<参考文献>

- 1) 浅沼由紀・天野勝也・谷口汎邦，都市居住高齢者の生活特性と余暇関連施設の利用特性について，日本建築学会計画系論文集No. 492，pp. 119-125，1997
- 2) 浅沼由紀・天野勝也・谷口汎邦，都市居住高齢者の余暇関連施設の利用に影響を及ぼす施設特性について，日本建築学会計画系論文集No. 507，pp. 111-118，1998
- 3) 宮崎幸恵・鈴木博志，自立高齢者支援施設について，日本建築学会技術報告集，第14号，pp. 279-284，2001
- 4) 宮崎幸恵・鈴木博志，高齢者に対する公私協働型支援策についての一考察 高浜市の自立高齢者支援施設（宅老所）の事例から，日本向老学学会学会誌，Vol.2，pp. 94-110，2002
- 5) 宮崎幸恵・鈴木博志，富山県における小規模民間デイサービス施設について，日本建築学会大会学術講演梗概集，F-1，pp. 843-844，2003
- 6) 宮崎幸恵・鈴木博志・児玉道子・犬飼洋一，乳幼児から高齢者までを対象にした民間の小規模デイケアハウス，日本向老学学会学会誌，Vol. 4，pp. 59-76，2005
- 7) 宮崎幸恵・鈴木博志・児玉道子・犬飼洋一，公民協働による地域拠点づくりに関する一考察，日本向老学学会学会誌，Vol. 7，pp. 91-104，2007
- 8) 長野県・日本福祉大学社会開発研究所，「平成17年度宅老所現況調査報告書」，長野県，2005
- 9) 宅老所等における乳幼児受け入れ等に関するアンケート調査結果，長野県，2006

<参考資料>

- 1) 内閣府編，平成14年版 高齢者白書
- 2) 長野県公式HP：<http://www.pref.nagano.jp>